令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表(案)

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅲ-3-2))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	基本目標	等の社会復帰促進・援護等を図ること(施策目標Ⅲ−3−2) Ⅲ・働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 目標3:労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	担当部局名	労働基準局 総務課過労死等防止対策推進室 労災管理課 補償課 安全衛生部計画課 人材開発統括官特別支援室	作成責任者名	総務課長 黒澤 明 労災管理課長 松永 久 補償課長 児屋野 文男 計画課長 松下 和生 特別支援室長 菊地 政幸								
	① 被災労 ② 被災労 ③ 労働者 などの諸事	労働者災害補償保険法第29条に基づき、被災労働者の社会復帰の促進及び援護、労働災害の防止等を図るために、社会復帰促進等事業として、 ① 被災労働者の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業(アフターケアの実施、義肢・車椅子等の購入費用等の支給 等)、 ② 被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業(労災重度被災労働者に対する介護の実施、労災就学等援護費の支給 等)、 ③ 労働者の安全及び衛生を確保するために必要な事業(第3次産業労働災害防止対策支援事業、産業保健活動総合支援事業費補助金、未払賃金の立替払事業 等)、 などの諸事業を行うもの。 ただし、③については、施策目標Ⅲ-2-1「労働者が安全で健康に働くことができる職場づくりを推進すること」に含まれている。												
	労働災害等	【医療リハビリテーションセンターについて】 労働災害等による四肢・脊椎の障害、頭部外傷等により中枢神経麻痺などの障害を被った労働者に対し、高度かつ専門的な医療水準の治療及び医学的リハビリテーションを行うため、独立行政法人労働者健康安全機構が医療リハビリテーションセンターを設置・運営している。												
施策の概要	症状固定後	【アフターケア制度について】 症状固定後の被災労働者に対し残存する障害の特質から、身体及び精神に動揺を来したり、障害に付随する疾病を発症させるおそれがある場合に、被災労働者の社会復帰を促進するため、アフターケアとして予防その他の保健上の措置を実施している。 支給要件を満たす者にアフターケア手帳の交付事務を行い、被交付者は、当該手帳を労災指定医療機関に提示することで、アフターケアを受けることができる。												
	国が全国8	【労災特別介護施設について】 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級~第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供している。												
	労働災害に ①小学生 ②中学生 ③高校生 ④大学生	【労災就学援護経費について】 労働災害による重度障害者、長期療養者及び遺族であって、本人又は生計を同じくする子等に係る学費等の支弁が困難であると認められる方に、以下の労災就学援護費を支給している。 ①小学生・・・・在学者 1人につき月額15,000円(一人月額) ②中学生・・・・在学者 1人につき月額20,000円(通信制課程に在学する者にあっては17,000円)(一人月額) ③高校生等・・・在学者 1人につき月額19,000円(通信制課程に在学する者にあっては16,000円)(一人月額) ④大学生等・・・在学者 1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては16,000円)(一人月額) ※いずれも令和5年度の月額。												
	アフターケ	・特定疾病アフターケア実施費 アフターケア手帳交付者は38,953名おり、支給対象者等からのアフターケア委託費の支給件数は366,659件であった。うちせき髄損傷(33%)が最も多く次いで外傷による脳の器質的損傷(19.5%)、外傷による末梢神経損傷(11.5%)、振動障害(10%)と続いている。(令和3年度)												
施策を取り巻く現状	・労災診療被災労働者援護事業補助事業費 ・労災診療被災労働者は労災指定医療機関において労災診療費の現物給付を受けているが、近年、労災指定医療機関への支払件数は260万件を超え増加傾向となっている。引き続き、被災労働者が現物給付を受けることにより安心して療養できるよう、労災指定医療機関 制度を確保・維持することが必要であることから本事業により支援していく必要がある。													
	現状、労災	・労災就学等援護費 現状、労災就学等援護費の受給対象者数は現状8,000名程度で推移しているところ、これらの者が労働災害を原因として就学や就労が不可能となることのないよう、引き続き、社会復帰促進等事業に関する検討会において有識者の意見をいただきながら、適切に制度運用を行っていく必要がある。												
施策実現のための課題	1 被災労働者の保護のためには、労災保険給付による迅速かつ公正な保護に加え、円滑な社会復帰を促進することが重要である。 2 被災労働者及びその遺族の援護のためには、これらの者が労働災害を原因として生命・生活の維持が困難となったり、就学、就労が不可能とならないようにするが重要である。													
NO N														
	達成目標/課題との対応関係 達成目標の設定理由													
	目標1	迅速なアフターケア健康管理手帳の交付、高度専門的な医療の提供等により、被災労働者等の円滑な社会												
各課題に対応した達成目標	(課題1)	復帰の促進等を行う。	ている。 独立行政法人労働 特定疾病アフターク	者健康安全機構運営費交付金に必要な アア実施費	要な経費									
	目標2	迅速な労災就学等援護費等の支給、被災労働者の疾病・障害の特性に応じた介護サービスの提供等により、	・被災労働者及びその遺族の援護を図るためには、労災保険給付を補完するものとして学資の支弁に充てる費用など必要な費用を迅速に支給すること、専門的な介護サービスを行うこと等が必要であるため。 なお、被災労働者等援護事業は多数の事業を抱合したものであるため、特に予算が多く投入されている以下の事業について評価をすることとしている。 労災特別介護援護経費 労災診療被災労働者援護事業補助事業費											
	(課題2)	被災労働者及びその遺族の援護を図る。												

達成目標1について

38d s	定指標(アウトカム、アウトプット)								この目標値(
	定相様(アウトガム、アウトフット) 字に〇を付した指標は主要な指標	基準値	基準年度	目標値 目標年度		年度	令和2年		をことの美 令和4年 度		令和6年	測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
(1)	医学的に職場・自宅復帰可能である医療リハビリテーションセンターの	90%	平成28年	80%	毎年	- 度	80%	80%	80%	80%	80%	四肢・脊椎の障害、頭部外傷等による中枢神経麻痺などの障害を被った被災労働者の円滑な社会復帰を促進すべく、医療リハビリセンターで 専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションを提供すること により、医学的に職場・自宅復帰可能状態となる患者の割合を増やす 必要があるため。	医療の質に加え、対象 うした不確実な要素に めることは職員のモチー 数値目標の達成を最優				
	退院患者の割合(アウトカム)	.)					90.7%	90.4%	93.2%			(参考)令和4年度実績値93.2%は分母:退院患者数(74人)、分子:医学的に職場・自宅復帰可能である患者数(69人)から算出したもの。	ンターにおける実績の推移(右肩上がりではないこと)及び国民の視から妥当と判断される水準等を考慮し、入院患者の重症度如何にかわらず確実に達成すべき数値目標として、中期目標と同率の80%以とした。				
2	アフターケアの健康管理手帳の交付申請及び通院費の請求から決定までに要する期間が1ヶ月以内で	88%	平成28年 度	80%	毎年	度	80%	80%	80%	80%	80%	アフターケア手帳の交付及び通院費については、症状固定後も後遺症状に動揺をきたし、後遺障害に付随する疾病を発症させる恐れのある20の傷病を対象として、被災労働者の円滑な社会復帰を促進する観点から医療機関での診察や薬剤の支給及び検査等に必要な経費を支給してるところであり、申請から決定までを迅速に処理することが必要であるため。	点 点 合 標準処理期間(1か月)を定めた本省通達を踏まえ、都道府				
	あったものの割合(アウトカム)		及				80%	80%	80%			(参考)令和4年度実績値80%は分母:アフターケア手帳交付申請とアフターケア通院費の支給申請の件数(3,224件)、分子:受付から1か月以内に決定された件数(2,580件)から算出したもの。	値を設定している。				
(参考指	皆標)						令和元年 度	令和2年 度	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	選定	2理由				
3	医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)と職業リハビリテーションセンター((独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構)との職業評価会議(運営協議会、OA講習を含む。)の実施件数(アウトブット)								17回			/ 医療リハビリテーションセンター((独)労働者健康安全機構)が職業リハビリテーションセンター((独)高齢・障害・求職者雇用支援機構)と職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリーションのブログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施することが、専門的な治療及び高度な医療水準のリハビリテーションの提供に資するため、参考指標として設定した。なお、患者へ手厚いケアを行うとともに社会復帰の促進を図るため、少なくとも月1回は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーションセンターと情報共有を行う必要があると考え、年間12回以上、職業評価会議を実施している。					
	達成手段1 (開始年度)	令和4年度 予算額 執行額	令和5年度 予算額 執行額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号		達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和6年度行政事業レビュー事業番号			
(1)	障害者職業能力開発校整備等 (昭和22年度)	544百万円 443百万円	1,069百万円		- 7	な改修工事	や機器整備	情を行う。									
(2)	外科後処置費 (昭和23年度)	43百万円	36百万円		-	回復し、又に また、外科 本事業は、	労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を 司復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行う。 また、外科後処置のため通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして手術その他医療等の給付及び外科後処置のための通院に要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な										
(3)	28日7円 社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。 3.427百万 円																
(4)	特定疾病アフターケア実施費 (昭和43年度)	3,495百万円	3,430百万円		2	関において また、アフ 本事業は	症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機 間において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行う。 また、アフターケアのための通院に要する費用を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして症状固定後において、診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等必要な措置を行い、またアフターケアのための通院 要する費用を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。										
(5)	特別支給金 (昭和49年度)	98,444 百万円 87,958 百万円	96,640 百万円			災害補償 する。	と書補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金等を支給する。被災労働者及びその遺族の援護を図るために実施していることから、施策目標に寄与 5。										
(6)	独立行政法人労働者健康安全機構運 営費交付金に必要な経費 (平成16年度)	11,221百 万円 11,221百 万円	11,233百 万円		1 (職場復帰を に労働者の	一貫して実 健康の保持	施することや 持増進及び職	き、高度専門的な医療の提供、円滑な職場復帰や治療と就労の両立支援等の取組を通じて、労働者の業務上疾病等に係る予防・治療・ 5ことや、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供等を行っているほか、事業場における災害の防止並び 及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行っている。 社会復帰の促進、被災労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であることから、施策目標に寄与す								

(7)	独立行政法人労働者健康安全機構施 設整備に必要な経費 (平成16年度)	2,238百万 円 2,003百万 円	1,486百万円	_	独立行政法人労働者健康安全機構に対して、交付金施設の整備及び機器整備等の補助を行う。 被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業に係る施設整備等であることから、施策目標に寄与する。	
(8)	社会復帰特別対策援護経費 (平成17年度)	298百万円 288百万円		_	振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給する。 本事業は、労災保険給付を補完するものとして振動障害等支給対象者に就職準備金その他移転に要する費用や、職場転換等を行った当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給することにより、被災労働者の円滑な社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	
(9)	CO中毒患者に係る特別対策事業経費 (平成18年度)	496百万円 	494百万円	_	CO中毒患者の特殊な障害の状態に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療・看護体制等の整備 ・リハビリテーションの実施 ・送迎の実施 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。	
(10)	労災疾病臨床研究事業 (平成26年度)	955百万円	907百万円	_	本事業の目的を達成するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。 ①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業 ②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業 ③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業 ④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業 ⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 本事業は、被災労働者の社会復帰の促進、労働者の安全及び衛生確保等を図るための事業であるから、施策目標に寄与する。	

達成目標2について

								の目標値							
測	定指標(アウトカム、アウトプット)	基準値	ŗ	目標値				きごとの実			測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			基準年度		目標年度	サイル2年 度	令和3年 度	节和4年 度	党和5年 度	党和6年 度					
労災特別介護施設の入居者に対するアンケート調査で、介護サービス	93.5%	平成28年	90%	毎年度	90%	90%	90%	90%	90%	労災特別介護施設は在宅での介護が困難な労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その特性に応じた専門的な介護サービスを確実に提供することにより、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図ることを目的としている施設であり、入居者が満足できる質の高いサービスを提供することが、被災労働者等の援護にとって必要であるため、介護サービスの有用性を指揮とした。					
	が有用であった旨の回答をした入 居者の割合(アウトカム)		度	55.0	A+12	93.3%	94.0%	93.7%		l /	(参考)令和4年度実績値93.7%は、分母:アンケート総回答数(各設問への回答(「満足」・「まあ、満足」・「やや、不満足」・「不満足」・「どちらともいえない」がら一つを選択する)のうち、「どちらともいえない」を除いたもの)の件数(12.527件)、分子:有用の評価を示す回答(「満足」もしくは「まあ、満足」と答えたもの)件数(11.741人)から算出したもの。	台前半であることを踏まえると、目標値は妥当な数値であると考えら			
5	労災就学等援護経費の申請から決 定までに要する期間が1ヶ月以内で	85.5%	平成28年	80%	毎年度	80%	80%	80%	80%	00/0	労災就学等援護経費は支給対象者等から申請があった際に、審査し、 支給する事業であるから、迅速に処理することが、被災労働者及びそ の遺族の援護にとって必要であるため。	就学等援護経費を適切に支給するためには、被災労働者との身分関係、支給対象者が学校又は保育園等に在籍していること及び労災年金の受給権者と生計を同じくしていることについて確認の上審査を行う			
	あったものの割合(アウトカム)	30.0%	度	30%	<i>₩</i> + <i>I</i> X	83.0%	83.0%	81.5%			(参考)令和4年度実績値81.5%は分母:申請件数(633件)、分子:1ヶ月以内の処理件数(516件)から算出したもの。	必要があるため、支給決定までには一定程度の期間を要するところ、 例年の実績を鑑み目標値を設定している。			
6	労災保険指定医療機関数(アウトカ	42.266	平成28年	前年度+300	毎年度	目標値 (44,038) 以上	目標値 (44,486) 以上	目標値 (44,829) 以上	目標値 (45,132) 以上	以上	労働者災害補償保険法施行規則第11条に基づき療養の給付を行うことができる労災保険指定医療機関制度を拡大することで、被災労働者	着実に労災保険指定医療機関数を増加させることが重要であるため、			
	۵)	42,200	度	件以上	带 牛皮	44,186	44,529	44,832			が経済的な負担を被ることなく、療養(補償)給付を受けることを可能とすることにより、被災労働者等の援護が図られるため。	前年度から300件以上の増加を目標値として設定している。			
(参考	(参考指標)							令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	選定理由				
7	毎月10日までに受け付けた労災保 険指定医療機関からの貸付の請求 について、当月末までに支払を行う ものの割合(アウトプット)	100%	平成28年 度	100%	毎年度	100%	100%	100%			労災保険の診療費については、労災指定医療機関から都道府県労働局に対して請求し、都道府県労働局において審査の上支払を行っているが、業務上外の認定等に時間を要することにより診療の支払にも時間を要するすることがあり、患者の本人負担がない労災診療費につい行注定医療機関の経済的な負担を軽減させるためには、都道所の労働局による支払決定が行われるまでの間、迅速に貸付を行うことが必要であるため。	指定医療機関が請求した診療費について指定医療機関に経済的な負担をさせないためには、当月中に漏れなく貸付を行う必要があるため。			

	海战工机。		令和5年度	人和の左右を	■ '中 ナ 7										
	達成手段2 (開始年度)	予算額 執行額	予算額 執行額	令和6年度予 算額	関連する 指標番号			令和6年度行政事業レビュー事業番号							
(11)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に 関する特別措置法に基づく介護料支給	6百万円	6百万円			①常時監視及び介助を要する者 (最高限度額	一酸化炭素中毒症により療養補償給付を受けている者であって、常時介護を必要とする者に、以下の介護料を支給する。 ①常時監視及び介助を要する者(最高限度額172,550円、最低保障額77,890円) ②常時監視を要し、随時介助を要する者(最高限度額129,460円、最低保障額58,390円)								
(11)	費 (昭和43年度)	5百万円			_	※いずれも令和5年度の月額	常時監視を要するが、通常は介助を要しない者 (最高限度額86,280円、最低保障額38,900円)								
(12)	2) 労災就学等援護経費 (昭和45年度)	2,426 百万円	2,426 百万円		5	難であると認められる方に、以下の労災就学援 ①小学生・・・15,000円(一人月額) ②中学生・・・20,000円(一人月額)	中学生・・・20,000円(一人月額)								
		2,061 百万円			-	③高校生等・・・19,000円(一人月額) ④大学生等・・・39,000円(通信制大学に在学す ※いずれも令和5年度の月額 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を		額) 策目標に寄与する。(令和3年度より、労災就労保育援護	圣費と統合)						
(13)	労災ケアサポート事業経費	461百万円	430百万円		_	①介護、看護、健康管理等に関する看護師等に	が年金受給者及びその家族に対して、次の業務を実施する。 護、健康管理等に関する看護師等による訪問支援								
(19)	(昭和52年度)	461百万円				③在宅で介護を要する労災重度被災労働者の)健康管理に関する医師による医学専門的指導・相談)在宅で介護を要する労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護の提供及び養成 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。								
(14)	休業補償特別援護経費	1百万円	1百万円			休業補償給付は労働者が業務上の事由によ 日目までの3日間については使用者は労働基当 ることができない遅発性疾病にり患した被災者	基法第76条に定める休業補償を行れ	労働することができないために賃金を受けない日の第4日 つなければならないが、この休業待期3日間の休業補償をや 額を支給する。	目から支給される。第3 むを得ない事由で受け						
(14)	(昭和57年度)	1百万円			_	本事業は、じん肺や振動障害等の遅発性疾病 定める休業待期3日間の休業補償を受けられた する。									
(15)	労災診療被災労働者援護事業補助事 業費	2,576百万 円	2,915百万 円		6	労災指定医療機関において被災労働者への 財)労災保険情報センターが労災指定医療機関									
(10)	(平成元年度)	2,576百万 円			Ů	本事業は、被災労働者への診療に要した費用働者の援護を図るための事業であることから、対									
(16)	労災特別介護施設設置費 (平成元年度)	457百万円 310百万円	431百万円		_		国が全国8か所に設置した労災特別介護施設の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護等を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。								
(17)	労災特別介護援護事業経費 (平成元年度)	H													
		1,741百万 円													
(18)	長期家族介護者に対する援護経費 (平成7年度)	47百万円 47百万円	40百万円		_	活への援助を行う観点から生活転換援護金(-	要介護状態にある重度被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生 いの援助を行う親点から生活転換援護金(一時金100万円)を支給する。 本事業は、被災労働者及びその遺族の援護を図るための事業であることから、施策目標に寄与する。								
(19)	過労死等援護事業実施経費 (平成28年度) 14百万円 145万円 155万円														
				令和4年度		本事未は、板火力関イ及いての退族の接腰で 令和5年度	「四つにのの世末でののことから、厄								
	施策の予算額(千円)	节和4年度 129,323,557 117,553,473				127,105,649		令和6年度		令和7年度					
	施策の執行額(千円)														
佐佐	まに関係する内閣の重要施策			볬	國政方針演	脱等の名称	年月日	В	関係部分(概要-記載箇所)						
	に、関係する内閣の重要施泉 改方針演説等のうち主なもの)	-					-								